



# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年7月15日

川崎市環境影響評価に関する条例第56条に基づき「川崎発電所リプレース計画（更新及び増設）」に係る法対象条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

法対象事業の基本的事項	法対象事業者	東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 代表取締役社長 清野 智
	法対象事業の名称	川崎発電所リプレース計画（更新及び増設）
	法対象事業の種類	電気工作物の新設
	法対象事業を実施する区域	川崎市川崎区扇町8番3号 川崎発電所構内 （区域面積：約67,351㎡）
	法対象事業の目的	安定輸送の確保及び管内施設等への自営電力の供給
	法対象事業の内容	老朽化した発電所のリプレース 発電所の出力：63.3万kW （新1号機：21.1万kW、新4号機：21.1万kW、5号機：21.1万kW）
	法対象事業の施行期間	着手予定：平成21年10月（予定） 完了予定：平成34年 2月（予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成20年7月15日（火）から 平成20年8月28日（木）まで （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。） 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、田島支所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧の法対象条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを法対象事業者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成20年8月28日 （郵送の場合は、平成20年8月28日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：200-2156 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>